２．指定役務に係る施設についての計画の内容

事　　項	計画の内容
施設の開設予定日	
ゴルフ場のホール数	
ゴルフ場の敷地面積	
会員契約に係る施設のうちゴルフ場に附帯して利用に供される施設	

（記載上の注意）

１．「ゴルフ場」には、既に開設されたものは含まれない。

２．開設されていない場合であって、法第４条ただし書の規定による届出に係る施設及び法附則第３条に規定する施設に限る。

３．会員の数についての計画

会員の種類	契約締結予定数	提供される役務の内容

（記載上の注意）

１．提供される役務の内容が異なるものについて全て記載すること。

２．記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

４．契約者がある場合にあっては契約者の数についての計画及びその契約の内容

契約者の種類	契約締結予定数	提供される役務の内容

（記載上の注意）

１．「契約者」とは、省令第２条第３項第１号に規定する契約者をいう。

２．提供される役務の内容が異なるものについて全て記載すること。

３．記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

５．指定役務に係る施設について、会員及び契約者以外の者に利用させる場合にあっては、その内容

６．拠出金の種類及び額

会員の種類	入会金	預託金	その他の金銭	合　　計
	千円	千円	千円	千円

（記載上の注意）

１．同じ種類の会員であっても拠出金の種類又は額が異なる場合には、区分して記載すること。

２．その他の金銭がある場合には、その名称及び額を注記すること。

３．記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

７．会員に預託金を支払わせる場合にあっては預託金の額及び据置期間並びに返還を担保する措置の有無等

会員の種類	預託金額(a)	預託金据置期間	契約締結予定数(b)	合計金額（ａ×ｂ）
				百万円
				百万円
担保措置の有無	（担保措置がある場合、その内容）			

（記載上の注意）

１．同じ種類の会員であっても預託金額又は預託金据置期間が異なる場合には、区分して記載すること。

２．記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。